

小山市有料広告取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の財源確保及び地元企業等の活性化を図るため、市が発行する印刷物その他の公共物を媒体とした有料による広告(以下「広告」という。)の掲載又は掲出(以下「掲載」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 広告を掲載することができる媒体(以下「広告媒体」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 市が発行する印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 市の施設その他構築物
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告の掲載を認めるもの

(広告の掲載基準)

第3条 掲載する広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、掲載をしないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 個人の氏名を広告することを目的としているもの
- (6) 社会問題について主義主張するもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (8) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に関する基準は、別に定める。

(広告掲載の募集)

第4条 広告掲載の募集は、原則として公募によるものとし、次に掲げる事項を市広報又は市ホームページ等に掲載することにより行なうものとする。

- (1) 広告掲載の申込期間広告の決定方法
- (2) 広告媒体の種類、枠数及び作成部数
- (3) 広告の規格及び掲載位置
- (4) 広告の掲載期間（市の印刷物への掲載に当たっては、その使用見込み期間）
- (5) 広告の掲載料及び納入期限
- (6) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集に関し必要な事項

2 前項の規定により応募者の数が募集の数に満たない場合は、市内において事業を営むものの中から、広告掲載者を指定し、広告の掲載を依頼することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が適当であると認めるときは、広告代理店に広告枠を販売することにより、広告掲載者を募集することができるものとする。
この場合における広告代理店は公募によるものとする。

（広告掲載募集の申込み）

第5条 前条第1項及び第2項による広告の申込者（以下「申込者」という。）は、[小山市有料広告掲載申込書（様式1号）](#)に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 広告の原案
- (2) 会社概要、事業内容等がわかるもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（申込者の広告掲載の決定）

第6条 市長は前条の申込書を受理したときは、[小山市広告掲載審査委員会](#)（以下「審査会」という。）の審査を経て、広告掲載の適否を決定し、その結果を[小山市有料広告掲載決定通知書（様式2号）](#)により広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）に通知するものとする。

2 前項の規定により複数の申込者がある場合は、抽選により決定するものとする。
（広告主の責務）

第7条 広告主は、市長が指定する期日までに広告の原稿又は広告物を提出しなければならない。

2 広告主は広告掲載が許可された権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
（広告代理店への広告枠の販売）

第8条 第4条第3項による広告代理店は、[小山市有料広告枠購入申込書（様式3号）](#)に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 会社概要、事業内容、同種の広告の実績がわかるもの
- (2) 広告の設置、管理及、撤去に関する施行及び安全管理等の内容を記入した「広告掲載計画書」
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(広告代理店の広告枠販売の決定)

第9条 市長は前条の申込書を受理したときは、審査会の審査を経て、広告掲載枠の販売の適否を決定し、その結果を[小山市有料広告枠販売決定通知書（様式4号）](#)により広告代理店に通知するものとする。

- 2 前項の規定により複数の申込者がある場合は、入札又は抽選により決定するものとする。
(広告内容の審査)

第10条 前条の規定により広告枠の販売の決定を受けた広告代理店（以下「代理店」という。）は、購入した広告枠に広告を掲載しようとするときは、[小山市有料広告審査申込書（様式5号）](#)に次の書類を添えて市長の審査を受けるものとする。

- (1) 広告の原案
- (2) 広告掲載予定者の会社概要、事業内容等がわかるもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(広告掲載者の決定)

第11条 市長は前条の審査申込書を受理したときは、審査会の審査を経て、広告掲載の適否を決定し、その結果を[小山市有料広告掲載決定通知書（様式2号）](#)により代理店に通知するものとする。
(代理店の責務)

第12条 代理店は、市長が指定する期日までに広告の原稿又は広告物を提出しなければならない。

- 2 前項において掲載をしようとする広告の内容は、第3条に規定する掲載に係る基準を満たしたものでなければならない。
(広告の掲載料)

第13条 広告の掲載料は、次に掲げる事項を勘案して市長がその都度定めるもの

とする。

- (1) 広告媒体の作成経費
- (2) 希望する広告媒体の種類
- (3) 広告の掲載位置
- (4) 広告の掲載期間
- (5) 広告の規格
- (6) 広告することによる効果
- (7) 類似広告の市場価格
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(広告の掲載料の納付等)

第14条 広告主又は代理店は、前条の規定による掲載料を市長の指定する期日までに納付しなければならない。

2 市長は、広告掲載を決定した後に、広告主又は代理店の責めに帰さない事由により、広告を掲載できなかったときは、掲載料を還付するものとする。

(広告掲載した物品の寄贈)

第15条 市長は、広告を掲載した広告媒体の寄贈の申し入れがあった場合は、当該寄贈を受けることができるものとする。但し、当該広告が第3条に規定する掲載に係る基準を満たしたものでなければならない。

(広告掲載に係る契約の解除及び許可の取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可を取消すことができるものとする。

- (1) 第7条又は第12条に規定する指定の日までに原稿又は広告物を提出しなかったとき。
- (2) 第14条に規定する指定の日までに掲載料を納付しなかったとき。
- (3) 広告掲載に係る手続等が、虚偽のものであることが判明したとき。
- (4) 掲載する広告の発行が、行政運営上支障があると市長が認めるとき。

2 前項の規定による取り消しは、[小山市有料広告掲載取消通知書（様式6号）](#)により広告主又は代理店に通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第17条 広告主又は代理店は、自己の都合により、広告掲載の取下げを申し出る

ことができる。但し、この場合において、既納の掲載料は還付しないものとする。

(広告掲載審査委員会)

第 18 条 広告の公共性、中立性、適正な広告の掲載等に資するため、審査会を置く。

- 2 審査会は、別表に掲げる委員をもって組織する。
- 3 委員長には副市長、副委員長には総務部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 審査会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 7 審査会は必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 8 審査会は、その会議、活動等の経過、結果等を市長に報告するものとする。
- 9 審査会の庶務は、総務部管財課において処理する。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成 18 年 1 月 31 日制定)

この要綱は、平成 18 年 1 月 31 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 10 月 23 日改正)

この要綱は、平成 20 年 10 月 23 日から施行する。

別表 (第 18 条関係)

副市長	総務部長	秘書広報課長	企画財政部財政改革課長	総務部管財課長・
人権推進課長・	男女共同参画課長	市民生活部市民生活課長		
教育委員会生涯学習課長				